



令和2年2月13日

東京国際空港地区における新設屋外タンク貯蔵所 供用開始に伴う消防演習の実施について

東京国際空港（羽田空港）において、航空機燃料の供給事業所である三愛石油（株）羽田支社（＝特定事業所）の屋外タンク貯蔵所新設に伴い、航空機燃料の貯蔵・取扱量が10万kLを超えることから、平成30年8月、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、石油コンビナート等災害防止法に基づく対応*が進められてきました。

このたび、新設屋外タンク貯蔵所が完成し、令和2年2月より供用開始されたことから、石油コンビナート等特別防災区域における防災活動能力の向上と一体的な防災体制を確立するため、当該事業所と消防機関、東京都総合防災部、東京航空局等の防災機関が連携し、消防演習を実施するものです。

※石油コンビナート等災害防止法に基づく対応は別添えのとおり。

1 実施日時

令和2年2月19日（水）14時00分から15時00分まで

2 実施場所

三愛石油株式会社羽田支社
大田区羽田空港三丁目7番1号（別図第1「演習場所案内図」参照）

3 目的

地震による危険物災害に対する特定事業所の災害対応能力の向上を図ると共に、当庁消防隊と各防災関係機関等が連携し、特定事業所との効果的な連携活動要領を確認することで、石油コンビナート等特別防災区域における活動能力の向上と一体的な防災体制の確立を目的としています。

4 統裁者等

統裁者 第二消防方面本部長 君嶋 幸夫（きみじま ゆきお）
指揮者 蒲田消防署長 水野 晋一（みずの しんいち）

5 参加人員

(1) 東京消防庁	65人
(2) 蒲田消防団	6人
(3) 三愛石油株式会社羽田支社	25人
(4) 東京危険物災害相互応援協議会Aブロック	7人
(5) 東京都総合防災部	3人
(6) 東京航空局東京空港事務所	2人
<u>合計 参加人員 6機関 108人</u>	

6 参加車両等

(1) 消防車両等（消防艇1艇含む。）	17台
(2) 消防団車両	1台
(3) 三愛石油株式会社羽田支社	3台
(4) 東京都車両	1台
(5) 東京航空局車両	1台
<u>合計 参加車両等 23台</u>	

7 演習想定

「東京湾北部を震源とした首都直下型地震により、事業所において作業員が受傷、さらに屋外タンク貯蔵所から危険物が流出し、火災が発生した」という想定により行われます。（別図第2「会場図」、別図第3「演習図」参照）

8 演習時系列

時間	活動経過等
14時00分	演習開始報告
14時02分	・演習開始（地震発生） ・地震によるけが人が発生、屋外タンク下部から危険物が漏えいする。 事業所の自衛消防隊等による初動対応、東京危険物災害相互応援協議会応援隊による資機材相互応援活動 ・消防隊出場 通報を受けた消防隊が到着・現場確認 ・東京航空局、東京都総合防災部到着・現場確認 ・再び地震発生、屋外タンクから出火する。 自衛防災組織*、消防隊化学車等による消火活動 ・全隊一斉放水（14時28分）
14時35分	演習終了報告
14時36分	講評
15時00分	終了

*自衛防災組織とは、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所において防災活動を行う組織であり、化学消防自動車等の防災資機材と人員で構成されています。

9 取材について

- (1) 演習に伴う事前レクチャーを13時30分に演習会場内で行います。
- (2) 取材にあたっては、受付を行い、自社腕章を着用するとともに、係員の指示に従ってください。なお、施設内に入るときは、身分証の提示を求められますので、持参してください。
- (3) 施設内は原則ヘルメットを着用することとされていますので、見学席以外では、自社ヘルメットを着用してください。
- (4) 取材希望の方は2月18日(火)12時00分までに東京消防庁広報課報道係まで電話でご連絡ください。
- (5) 演習会場は、多数の消防隊員等の活動や消防車両の出入りがあります。係員の指示に従い事故防止に十分注意してください。
- (6) 演習実施場所以外での撮影及び指定場所以外への立ち入りはできません。
- (7) 構内は全面禁煙とされています。
- (8) 会場が最寄駅から遠方のため、車両による来場をお願いします。
その際車両は、係員の指示に従い、別図第2に示す指定場所に駐車してください。

問合せ先

〔 東京消防庁(代) 電話3212-2111
広報課報道係 内線2345~2350 〕

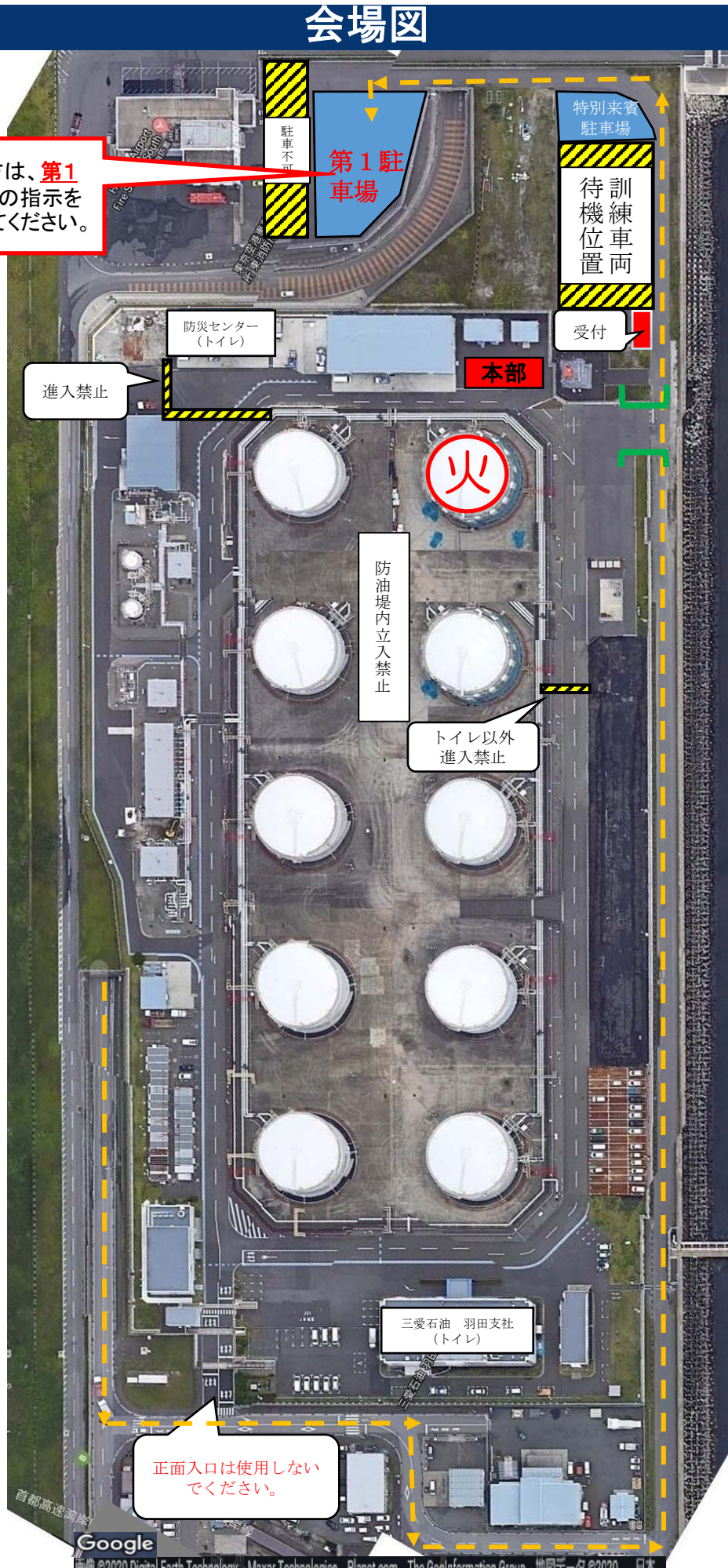
別図第1



会場図



報道機関の方は、**第1駐車場**で係員の指示を受けて駐車してください。



進入禁止

防災センター (トイレ)

第1駐車場

駐車不可

特別来賓駐車場

訓練車両待機位置

受付

本部

火

防油堤内立入禁止

トイレ以外進入禁止

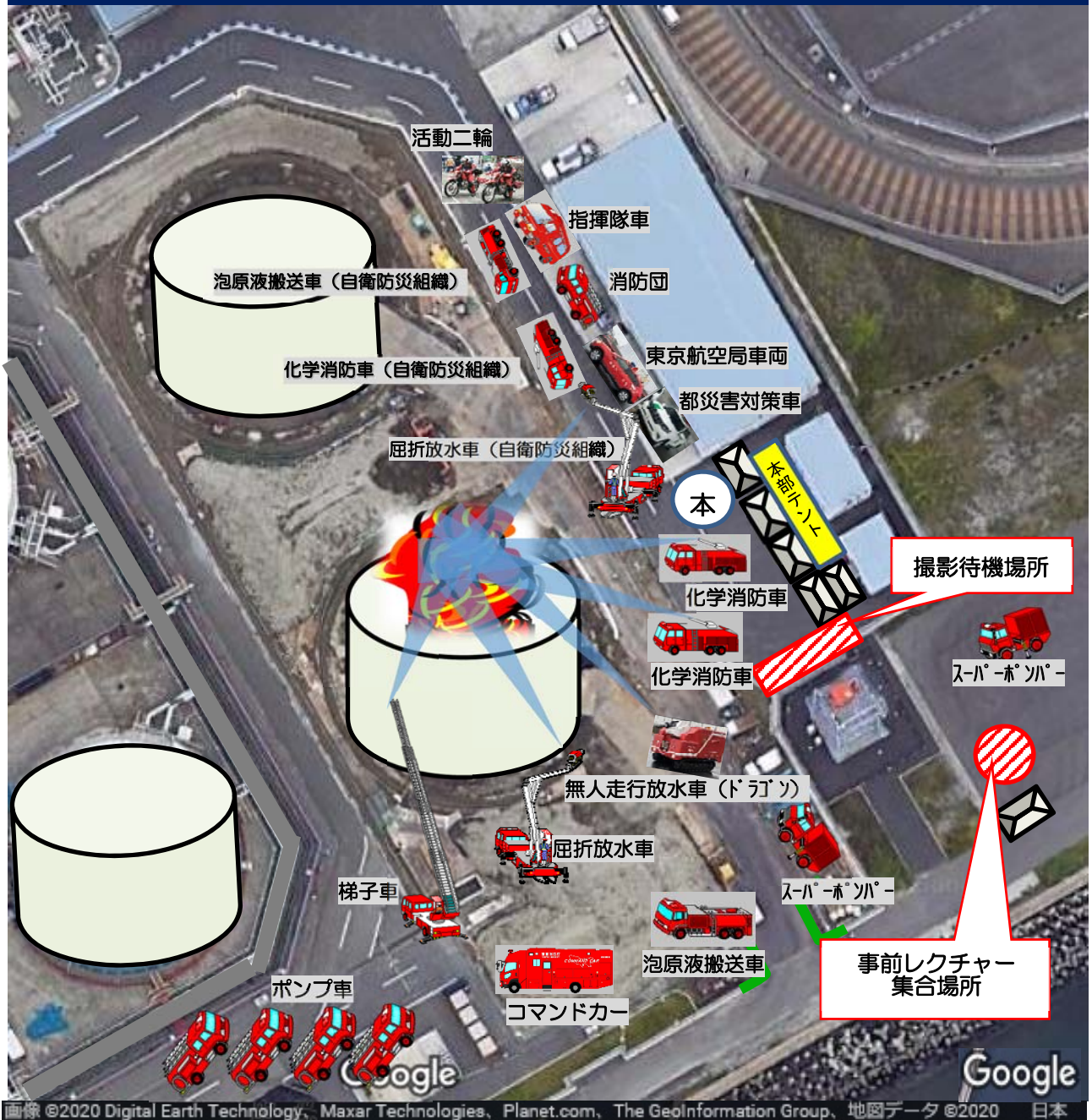
三菱石油 羽田支社 (トイレ)

正面入口は使用しないでください。

首都高速湾岸

Google

演習図



背景

平成31年第1回東京都石油コンビナート等防災本部会議資料（東京都HPより）

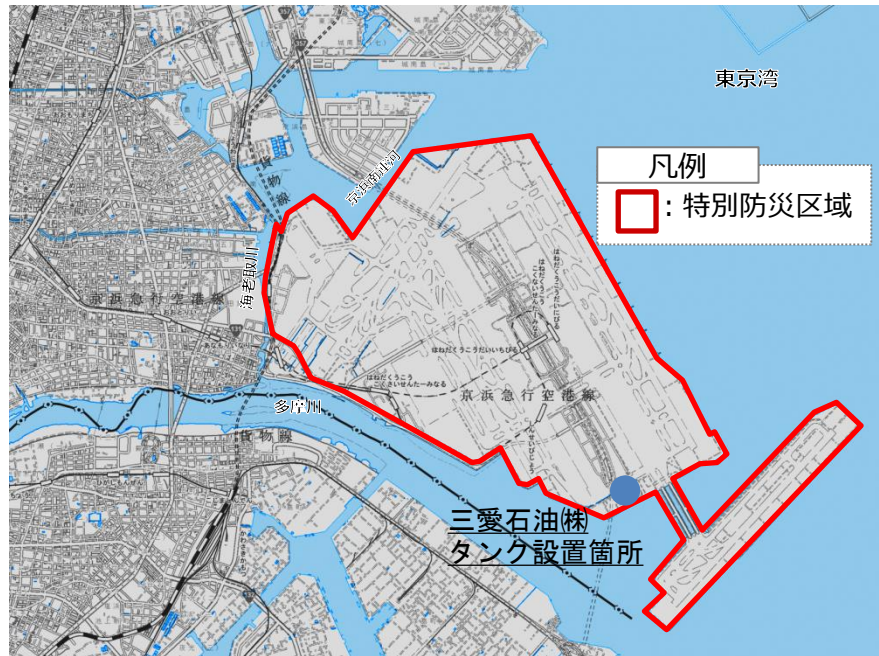
- ・東京国際空港において航空機に燃料を供給する、三愛石油(株)がタンクを増設 ⇒ 2019年末に貯蔵・取扱量 9.7万 ⇒ 11.7万キロリットル
- ・10万キロリットルを超えることから、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」）に基づく対応が必要

石災法に基づく主な対応

◆ 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」）の指定（国が政令で指定）

災害の発生・拡大を防止するため、一体的な防災体制を構築すべき区域を指定

- **事業者の責務**（石災法第3条）
 - ・事業所における災害発生・拡大防止に万全の措置を講ずる
 - ・特別防災区域内のその他の災害の拡大防止に関して、必要な措置を講ずる
- **国と都の施策**（石災法第4条）
 - ・事業者の行うべき防災活動について助言・指導
 - ・特別防災区域に係る災害の発生・拡大の防止・災害の復旧のために必要な施策を講ずる



石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年8月31日政令第248号）

事業者（特定事業者※）の防災体制

- ・特定防災施設等（屋外給水施設、非常通報設備）の設置・維持
 - ・防災資機材等（消防車両、オイルフェンス等）の設置・維持
 - ・自衛防災組織の設置
 - ・自衛防災組織を総括する防災管理者等の選任
 - ・防災規程の策定 など
- ※特別防災区域内の事業者のうち石油等を大量に扱う事業者

行政機関等の防災体制

石油コンビナート等防災本部を設置し次の事項を推進

- ◎石油コンビナート等防災計画を作成・実施推進
 - ◎防災に関する調査研究
 - ◎防災に関する情報収集と関係者への伝達
 - 関係機関が実施する災害応急復旧に係る連絡調整
 - 石油コンビナート等現地防災本部に対する指示
 - 災害発生時の国の行政機関との連絡、他の道府県との連絡調整
 - ◎その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施 など
- ◎事前対策 ●災害時対応 ●事前対策及び災害時対応